

南あわじ市 平成 23 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 事業 委託 補助用 )

## 基本事項

		整理番号		848	
事業名	企業等誘致奨励金	予算科目	会計	一般会計・1	
担当部課名	産業振興部 企業誘致課		款	商工費・7款	
電話	0799-37-3046		項	商工費・1項	
事業分類	<input type="checkbox"/> 義務的(法定)事務 <input checked="" type="checkbox"/> 任意的(自治)事務		目	商工振興費・2目	
		法的根拠 (法令、条例、要綱等)	南あわじ市企業等誘致条例 南あわじ市企業団地企業等誘致条例		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	職_食_づくり_夢あふれ_働く場を生み出すまちづくり_			
	まちづくりの目標	南あわじブランドの確立〔商工業〕			
	施策目標	異業種の連携により、地場産業の企業経営を革新し、高収益化と雇用の拡大をめざす			
該当する事業について「 」を選択		施策的事業	業務委託	負担金補助	

## Plan (計画、事業内容、事業背景)

事業概要	目的	対象(誰を・どのような状況の人に) 市内において一定の規模を有し新設、拡張する企業等		対象人数(人)	
	目的	意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 市内に企業等の誘致を図り、市の産業等の振興及び雇用の促進を期するため、企業等を新設し、拡張するものに必要な奨励(優遇)措置を行うことを目的とする。			
		実施内容 (何をどのような手段・内容・手順により目的を達成させるのか) 奨励(優遇)措置適用範囲として、投資額1億円以上又は常時使用従業員10人以上に、固定資産税を限度として新設奨励金を交付、市内在住の常勤従業員雇用1人につき10万円を限度に雇用奨励金を交付、また企業団地への誘致措置として、土地取得奨励金、企業等新設奨励金、新規常用雇用従業者奨励金等により支援する。 なお、新設奨励金については、平成20年6月の条例改正により、7月から適用指定を受けた企業は、該当する固定資産税の課税免除となる。			
	背景	(どのような現状・課題・要望によって事業が実施されるに至ったか、他の自治体の動向など) 南あわじ市内には大企業が無く、零細な中小企業が大半を占めており、特に第1次産業・地場産業(瓦製造業)等が低迷を続けているため、若者の島外流出が顕著である。若者の働く場所が急務であり、そのためにも優良企業の誘致を促進し、安定した雇用の確保により若者の定住化を促進し、市産業の発展と地域経済の活性化を図る。			
事業実施主体		<input checked="" type="checkbox"/> 市直営 <input type="checkbox"/> 民間・その他 ( )			
事業期間		<input type="checkbox"/> 平成 年度 ~ 平成 年度 <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし			
合併協議事務調整内容	(合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 旧緑町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧西淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧三原町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧南淡町 <input type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input type="checkbox"/> 新市から 企業誘致施策(条例)については、合併時に南淡町の例により調整する。(合併調整方針) 三原町企業団地企業誘致施策については、三原町のとおりとす。				

## Do (事業活動・成果、投入資源・コスト)

事業に対する 目標の設定	指標名	年間企業誘致奨励(優遇)件数					指標単位
							件
	指標説明 (指標算出 方法等)	条例に基づく年間企業誘致奨励(優遇)措置適用指定件数					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	目標値	2	2	2	1	1	
	実績値	4	1	3			
	達成度(%)	200.0	50.0	150.0	-	-	
	目標値設定 の考え方	条例に基づく企業誘致奨励(優遇)措置適用指定件数					
資源配分 (インプット)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	直接事業費(千円)	55,808	103,580	57,019	32,230	6,860	
	奨励金(固定資産税分)	43,523	30,850	18,829			
	(従業員雇用支援)	1,900	41,100	600	1,500	900	
	(土地取得奨励金)	10,385	31,630	37,590	30,730	5,960	
	財源(千円)						
	国						
	県						
	起債						
	その他						
	一般財源[A]	55,808	103,580	57,019	32,230	6,860	
	人件費(正規職員)[B](千円)	0	0	0	0	0	
	平均人件費(1日当り)	27.9	28.2	27.4	26.8	26.8	
事業量1(事業に要した日数)							
事業量2(事業に要した人数)							
年間経費([A]+[B])	55,808	103,580	57,019	32,230	6,860		
「目的」対象人数1人当り経費(円)	-	-	-	-	-		
経費に関する 補足説明	奨励金(固定資産税相当額)の交付について、平成20年6月までに適用指定を受けた企業が対象であるため、平成20年度から3年間の交付で指定を受けた企業が最終により平成22年度で終了している。 平成22年度まで決算額。平成23~24年度は当初予算額。						

Check (事業の自己評価・一次評価)

		単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
達成度	目標達成度	%	200.0	50.0	150.0	-	-	
	(事業目標の達成度分析、問題点・課題などを記入。) 企業立地促進法に基づき作成し、平成20年3月に国から同意を得た基本計画で、業種を指定して5年間で8件の企業立地件数を目標としており、指定業種の適用件数は2件と少ないが、指定業種以外も含めての適用件数は、平成20年度から3年間で8件である。							自己評価 (5点評価) <b>3</b>
有効性	(住民満足度の分析、問題点・課題などを記入。) 賦課徴収した固定資産税を交付する新設奨励金制度は、平成20年7月からは課税免除制度に変わっているが、3年から5年間のこの奨励(優遇)措置は、企業誘致施策としては最も有効性が高いと考える。 従業員雇用奨励金については、市内在住者で常勤従業員雇用に限られており、また臨時・パートの場合は対象外となっているが、雇用の一助になっていると考える。							自己評価 (5点評価) <b>4</b>
	事業単価	円	-	-	-	-	-	
効率性	(効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 賦課徴収した固定資産税を限度として交付する新設奨励金に変わり、平成20年7月から適用指定を受けた企業は、課税免除となったことから、企業側の負担は軽減されていると考える。 固定資産税(土地、建物、償却資産)に関する奨励(優遇)措置については、企業の新設、拡張にかかる税収が数年見込めないが、課税免除期間後、将来にわたり税収を見込むことができる。投資的な考え方をすれば将来的に職場が増え、法人市民税・市民税が増収されるなど、少子化傾向の歯止めともなり、産業が発展し、地域の活性化が図れる。							自己評価 (5点評価) <b>4</b>
	公共性の高低	<input checked="" type="checkbox"/> 高	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低				
必要性	(公共性、市民ニーズ、緊急性などを分析、問題点・課題などを記入。) 淡路島内の就職先は限定されており、特に本市には大企業が無く、若者の島外流出が顕著であり、雇用の場の確保から企業誘致は重要である。							自己評価 (5点評価) <b>4</b>
	自己評価をふまえた現状分析	企業誘致に係る優遇措置は、雇用の確保、産業の振興、地域の活性化を始め、若者の定住対策、少子高齢化等関連して非常に重要であり、難しいことではあるが粘り強く対応することが大切である。						
総合評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>評価グラフ</b></p> </div>							

## Action &amp; Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成24年度にできる改善・改革	平成25年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 手法見直し	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input checked="" type="checkbox"/> 手法見直し
	<p>平成23年度から、雇用奨励金制度の拡充及び土地取得奨励金の一部拡充をしたことにより、現状の優遇措置で企業誘致を進めていく。</p>	<p>平成23・24年度の結果を省みて、企業の進出が進まないようであれば、南あわじ市への進出が望まれるよう、一層の優遇措置の検討が必要である。</p>
(現状維持以外の改善方法)		優遇措置の種類を検討する。
改善によって期待される効果	効果(アウトカム)面	効果(アウトカム)面
		新規雇用者の促進、若者の定住、税の増収、少子化歯止め、市産業の発展と地域経済の発展
	コスト面	コスト面
(現状維持の場合も記入)	<p><b>仮に</b>事業を中止、統廃合した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)</p> <p>廃止となれば、他の市町でも同様の制度があることから、より企業立地が進まない。</p>	